

保護者の皆様

養父市立養父小学校

坂本 隆

緊急災害時の児童引き渡しについて

1 目的及び実施の理由

児童の安全が確保できない恐れがある非常災害が発生した場合、臨時下校に伴い児童の迎えを保護者に要請し、児童を安全に保護者に引き渡すため。

2 引き渡しを実施する場合

- 地震** ○養父市において、震度5以上の地震が発生した場合
○内閣府から大地震に対して「警戒宣言」が出された場合
○通学路や家屋に損傷がみられ、下校が難しいと判断される場合
- 火災** ○校舎が激しい火災に見舞われた場合
- 大雨** ○警報の発令及び、河川の増水、土砂の流出等により、通学路の通行が危険な場合
- 不審者の侵入等** ○校地・校舎内に不審者が侵入し、児童・教職員に危害が及ぶ、もしくは及ぶ恐れがある場合
○学区内に不審者が出没し、実害があったり、児童に危害が及ぶ事態が予想されたりする場合
- その他** ○学校長が引き渡しを必要と判断した場合

3 保護者引き渡しについての連絡手段

【通信手段が使える時】	【一切の通信手段が途絶し、連絡できない時】
学校から、保護者あて緊急メール・防災無線により、引き渡し場所・引き渡し時刻等、連絡します。	学校に児童を待機させ、保護者の来校を待つて引き渡します。保護者の判断で来校するようお願いします。

4 引き渡し場所 ※原則として以下の通りとする

【地震・火災の場合】 …… 運動場

【大雨・不審者等の場合】 …… 体育館 (災害の状況により、変更する場合があります)

5 学校への進入方法

スムーズかつ安全に引き渡しを行う為、**学校敷地内への車の乗り入れは原則禁止**とします。

※ 駐車可能な場所：鯉公園、JA 駐車場(月極を除く)、自治協議会、やぶ道の駅

6 その他

○保護者・家族への引き渡しを原則としますので、児童は、お迎えがあるまで学校で待機となります。

○メール配信・防災無線の情報を得られない(得にくい)方は、近隣の保護者間、家族間等で連絡を取り合うなど、各自で声かけにご協力をお願いします。